

弘法大師の生誕地に関する一考察

大柴 清圓

はじめに

弘法大師空海（774-835、以下「大師」と略称す）の生誕地は古来、讃岐国多度郡（現在の善通寺付近）であると信じられてきた。近年、大師は讃岐国ではなく畿内で誕生したという「畿内誕生説」が武内孝善師によって提示された（武内「附論 空海の誕生地」『弘法大師空海の研究』吉川弘文館、2006）。本論は武内説の内容を検討し、その結果、大師は従来通りに讃岐国多度郡で誕生したと考えるのが妥当であることを論ずるものである。

1 大師の本籍地を記す根本史料

大師の本籍地を載せる根本史料として、以下の三つが挙げられる。

1.1 延暦二十四年九月十一日付太政官符と大同三年六月十九日付太政官符

まず、延暦二十四年年九月十一日付太政官符（「延暦二十四年官符」と略称す）と大同三年六月十九日付太政官符（「大同三年官符」と略称す）の二つの太政官符がある。

<「延暦二十四年官符」>

^太
□政官符 治部省

^留
□学僧空海 俗名讃岐国多度郡方田郷戸主正六
位上佐伯直道長戸口同姓真魚

右去延暦廿二年四月七日出家^{入唐省}□□□

^宜
□承知^依□例度之符到奉行。

^従
□五位下守左少辨藤原^{朝臣}貞副 左大史正六位上武生宿祢真象

延暦廿四年九月十一日¹

(武内 2006: 215)

<「大同三年官符」>

太政官符

応免課役度者一人

留学僧空海年卅五 讃岐国多度郡方田郷戸主正六
位上佐伯直道長戸口同姓真魚

右得治部省解僞「被太政官去延暦廿四年九月十一日符僞『去廿二年四月出家入唐。

宜^{マア}依得度之。』者。仍今年夏季応免課役申送。」者。省宜承知。依例符到奉行。

大同三年六月十九日

(大柴 2020: 21)

下線部の二つの割注には、「讃岐国多度郡方田郷戸主正六位上佐伯直道長戸口同姓真魚」と記されており、これが大師の本籍地に関する根本史料となる。

1.2 「方田郷」について

割注の「方田郷」の「方」字に関して、従来、これは「弘」字の俗字である「𠂔」字の「ム」旁が脱したものであり、「方田郷」は「弘田郷」の誤写であると考えられてきた（『続弘法大師年譜』6『弘法大師伝全集』6: 154 下、三浦章夫 1970: 23）。また、平安中期の地名を載せる『和名類聚抄』(10世紀前半成書)において、讃岐国多度郡の郷名の中に「方田」が含まれておらず、二つの官符に記される「方田郷」とは『和名類聚抄』に載せる「弘田」（比呂田）の誤写であるという見解が存在する（池邊彌 1981・高木諄元 2009）。

しかし「方田」が正しいことは、奈良文化財研究所が2003年から2004年に行った第15・16次の石神遺跡の発掘調査にて出土した二つの木簡によって明らかとなった（武内 2005・2006 参照）。

【石神遺跡第15次出土木簡・東西溝 SD4089（堆積土）・23】

表「多土評難田」・裏「海マ刀良佐匹マ足奈」

【石神遺跡第16次出土木簡・南北溝 SD4090（埋立土）・22】

表「□岐国多度評方…」

第15次出土木簡の表「多土評難田」の「難」字に関して、調査報告をした小谷徳彦氏は「□」とする（小谷 2003: 121）。同報告書を載せる『奈良文化財研究所紀要』2003にはその木簡の写真を載せ、そこには「難」字の俗字である「難」字が書されていることを確認することができる（『奈良文化財研究所紀要』2003: 図版 5-23）。この「難田」は「方田」に同じと解することができる。

また第16次出土木簡の表「□岐国多度評方…」には「方」字が記されている。「方」字に続く文字が剥落しているのが惜しまれるが、「難田」との関連からおそらくは「方田」であったことが推測される。報告をした市大樹氏は以下のごとく述べる。

このうち22は、「多土評難田□／海マ刀良佐匹マ足奈」という15次木簡が存在するため、「方田」（カタダ＝難田）というサト名であったと推定できる。（中略）だが「方田」（難田）というサト名は7世紀に遡るため、9世紀初頭に「方田郷」が存在しても何ら不思議ではない（「弘田」との関連は別途考える必要がある）。空海は佐伯氏の出身であるが、前掲の木簡に「佐匹マ」（「佐伯部」に通じる）がみられるのは、大変興味深い。
（市 2004: 116）

つまり、7世紀の木簡に「方田」（難田）が見られるのだから、9世紀初頭の「延暦二十四（805）年官符」と「大同三（808）年官符」に「方田」が存在していても、何ら

問題はないということである。一説には、善通寺西院一帯を「方田」に比定する（『善通寺市史』1: 638）²。

1.3 『聾瞽指帰』・『三教指帰』仮名乞児論の出自に関する記述

大師の本籍地を載せる三つ目の典拠が『聾瞽指帰』・『三教指帰』であり、それは仮名乞児論において大師自身を仮託した仮名乞児がその出身を語る場面に現れる。今は地名の割注のある『聾瞽指帰』を引く。（*以下、割注に関して『聾瞽指帰』の「日本」・「贅岐」・「多度」以外は筆者による補注）

然れども、^{このごろ あひだ}頃日の間、^{なむえん ぶ だい}刹那幻のごとくに南閻浮提の陽谷^{うまれかは}、輪王の化りし所之下^{のもと}、^{たま も よ}玉藻の帰る所之嶋^{の しま}、^{よしやう ひ}豫樟の日を蔽す之浦^{かく の うら に とど}於住まる。未だ思ふ所に就かざるに、^{たちま}忽ちに三八の春秋を経たる也。 （『定本弘全』7: 27。訓は筆者に拠る。以下同じ）

文中の割注から、「日本」（「南閻浮提の陽谷」）・「贅岐」（「玉藻の帰る所之嶋」）・「多度」（「豫樟の日を蔽す之浦」）が大師の出身地であることが知られる。

以上、三つの文献に示す讃岐国多度郡方田郷屏風ヶ浦付近が古来、大師の生誕地であると伝統的に考えられてきた。

2 武内師の畿内誕生説

武内師は上述の如き大師の讃岐国多度郡誕生の通説に対して、「この讃岐国多度郡方田郷は、あくまでも本籍地であって、必ずしも空海の誕生されたところとはいえない」として（武内 2006: 125）、大師の畿内誕生説を提唱した。その内容は凡そ以下の如くである。

- ① 当時の結婚形態は妻問婚^{夫が妻の住居へ}であり、男女は通える距離に住んでいた。婚姻後の約十年間の訪婚が過ぎると夫婦は夫方または妻方の住居に同居した。これに基づけば、大師は十歳近くまでの幼少期は母の実家である阿刀家で育てられた。
- ② 母方の阿刀宿禰氏が讃岐国に住んだ形跡はない。大師の母の出自である阿刀氏の名は、河内国洪河郡跡部郷（大阪府八尾市植松町一帯）に由来する。また大師の母は都で活躍していた阿刀宿禰氏と考えられる。
- ③ 大師の父・田公が讃岐で確認されていない阿刀宿禰の娘を娶っていることから、交易のために都または畿内に頻繁に出かけて行ったと思われる。その証拠として、善通寺付近に存在する佐伯直氏の首長墓と考えられている五世紀から七世紀にかけて築造された七基の前方後円墳が挙げられる。特に宮が尾古墳の玄室の奥壁には八隻の舟が描かれており、佐伯氏は舟を操って交易した。
- ④ 交易をおこなっていた佐伯家は都の東西市の周辺および主要な港に倉庫を構え、そこを拠点として交易活動をした。『聾瞽指帰』の「^{す みの え の う な こ を み な}須美乃曳乃宇奈古乎美奈」は佐伯直氏が住吉津に倉庫を置いていた傍証となる。

- ⑤佐伯直氏の倉庫が住吉津にあったならば、住吉津の八尾街道を東に進めば阿刀氏の本拠地である河内国渋川郡に通じており、佐伯氏の男と河内・摂津の阿刀氏の女は出会うことができる。
- ⑥以上から、大師の生誕地は讃岐ではなく、阿刀宿禰が住んでいた(1)都（平城京）、または(2)畿内（河内国または摂津国）ではないかと思われる。
- ⑦大師の学識を考えると、阿刀家の本家である石上宅嗣いそのかみのやかつぐが開いたわが国最初の公開図書館である芸亭院で大師は学んだはずである。大師は宅嗣から感化を受けている。

3 妻問婚に関する吉田説

武内師は大師当時の結婚形態と考えられる妻問婚に関して、吉田孝氏の著作（『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983）を基に自説を展開している。従って、まずは吉田書の妻問婚に関する論説を以下にまとめる。

男女の間に優先的（ないし排他的）な性的関係が成立しても、初めのうちは一般に男が女のもとに通っていた。したがって『令集解』の古記は、「結婚已に定まりて、故無くして三月ゆゑまでに成らず……女家離れむと欲せば、聴せ」という令文を、男が理由もなく三カ月間、女を訪ねてこなければ女の方から婚約を解消できると解釈している³。また令の規定では、結婚が既に成立した場合、女の方から結婚を解消できる事由を厳しく制限しているが、『令義解』は、結婚が既に成立したときでも、もし夫婦が同里にあって相往来しない場合には、結婚が定まっていながら男が理由もなく三カ月間女を訪ねてこなかった場合に準じて、女の方から結婚を解消できるとする⁴。（中略）先述したように婚姻の当初には訪婚（いわゆる妻問婚）が行われているが、庶民においても、訪婚は結婚当初の一時期に限られていて、その後は夫婦の同居に至るのが一般的な慣行であったと想定されている（注記44）。その際、夫方の住処に屋をもつか（夫方居住）、妻方の住処に屋をもつか（妻方居住）は、必ずしも一定していなかったように思われる。首長層においては夫方居住が多かったように想像されるが、夫方居住が一般的であったと証明できる史料もない。（中略）むしろ現象的には夫方居住・妻方居住であっても、その実質は新処居住（neo-local）としての性格をもっていたのではないかと考えられる。（中略）また夫方居住・妻方居住の場合にも、夫婦は自分たちの住む屋つまや（孀屋）を新しくつくるのが一般的であり、とくに、父母と息子夫婦、兄夫婦と弟夫婦は——おそらくカマドの火のタブーも関係して——別居するのが原則であった。したがって夫方居住といっても、後世の嫁入婚（父方居住）とは全く異なり、新夫婦の世帯は新しく独立に作られた。妻方居住の場合も結婚当初を除けば同じように独立した世帯を形成したと推定される。（吉田1983:138・140-141）

また吉田氏は上掲引用文中の（注記44）にて以下の如く記す。

伊東すみ子「奈良時代の婚姻についての一考察」（『国家学会雑誌』七二巻五号・七三巻一号）。（中略）ただし伊東が訪婚の期間を平均約一〇年と推定したのは、籍帳の記載をそのまま根拠にしているので疑問があり、訪婚の期間はもっと短かった——あるいは長子の出生のころまでか——と推測される。律令的編戸の時点から年代が下るにしたがって籍帳の擬制化がすすみ、婚姻にともなう移籍の率が低下したと推定されるからである。平田耿二「古代籍帳に現れた農民の婚姻形態について」（『史学雑誌』七四編一一号）参照。（吉田 1983: 188）

上記の吉田説をまとめれば、以下の如くなる。

- ①妻問婚は初めのうちは一般に男から女の下へ通っていた。
- ②男が理由なく三カ月間、女の下へ妻問婚をしなければ、女は結婚を解消することができた。
- ③妻問婚は結婚当初の一時期に限られていて、その後は夫婦の同居に至るのが一般的な慣行であった。その妻問婚の期間は、(1)平均約10年間（伊東説）、(2)長子の誕生まで（吉田説）、の二説がある。
- ④首長層において夫婦は夫方居住とすることが多かったが、庶民においては夫婦の住まいを夫方の住処と妻方の住処のどちらに持つかは一定していなかった。
- ⑤夫方居住・妻方居住のどちらであれ、実質的には新処居住であり、新夫婦は自分たちの住む屋（つまや 婦屋）を新しくつくるのが一般的であり、新夫婦の世帯は新しく独立に作られた。妻方居住の場合も結婚当初を除けば同じように独立した世帯を形成した。

上掲②を鑑みるに、大師の父・佐伯田公は少なくとも三か月以内の頻度で上京してきたものと思われる。あるいは郡司の家系と考えられる佐伯直氏⁵が平城京で邸宅を構えていた可能性も十分に考えられる。もしそうであるならば、交易や納税⁶のために上京した佐伯田公は平城京内の佐伯家邸宅から阿刀家邸宅へ妻問婚をしたことになるだろう。

また④首長層において夫婦は夫方居住とすることが多かったことに関して、佐伯直氏は上述の如く讃岐国の郡司の家系と考えられ、正に首長層に属する。実際、上の根本史料に見る如く大師の本籍地（なま 誕生地）は讃岐国多度郡であり、田公夫婦は結婚後、平城京から讃岐へ移り住んだと考えられる。

妻問婚に関して、武内師は以下の如く記している。

当時の婚姻の形態は妻訪婚であり、婚姻の当初は訪婚であったが、一定期間——約十年といわれる——がすぎると夫婦は同居し、妻方の住処または夫方の住処で、一つの家族として生活したであろう、と考えられている。これにもとづくと、空海は

十歳近くまでの幼少期間、母の実家である阿刀家で育てられ、そこで基礎的な学問を身につけたと考えられるのである。（武内 2006: 128）

武内師は妻問婚の期間に関して、上掲③における(1)伊東説を採用していることが知られる。しかし吉田説が平田説に基づいて(2)長子誕生までとしていることには、留意する必要がある。

また妻問婚の期間が過ぎた後に関して、武内師が「妻方の住処または夫方の住処で、一つの家族として生活したであろう、と考えられている」とするのは、おそらく吉田説⑤の新夫婦が独立した新処居住を構えたことを指しているだろう。武内師の理解に随うならば、妻問婚の約 10 年の間に長子が誕生したならば、その長子は妻（長子にとっての母）の下で育てられたことになる。そして、その後には田公一家は讃岐へ移り住んでいたということになろう。

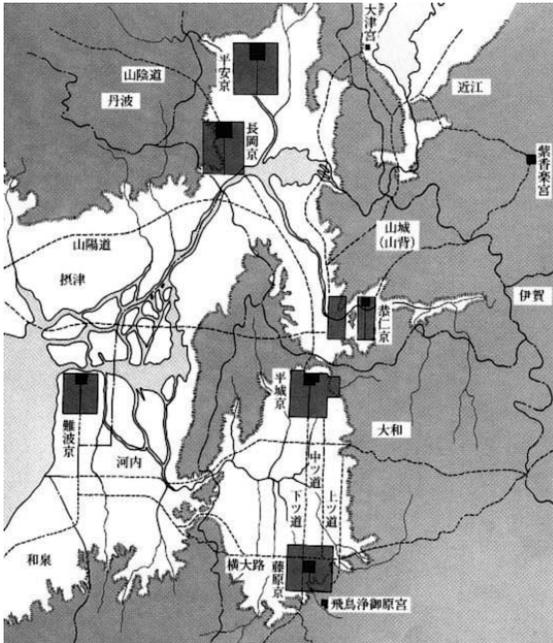
4 大師の母の平城京居住説

4.1 佐伯氏の交易について

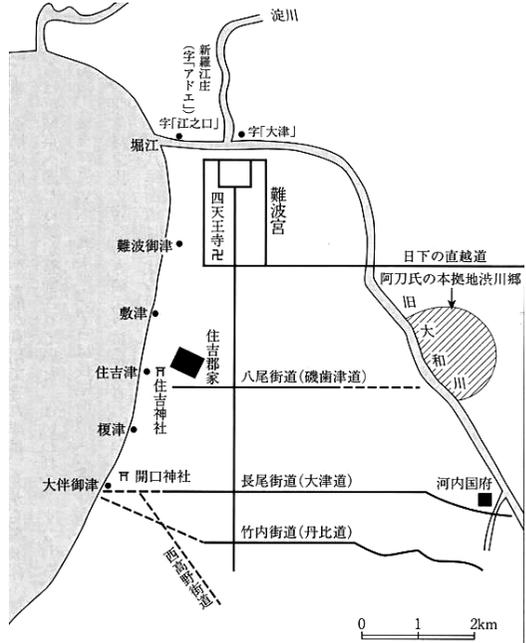
武内師の当該論文（2006）には従来にはない新知見が含まれており、首肯されるべき点も存在する。その一つが前掲武内説③の佐伯家は舟で讃岐から畿内へ交易していたという説である。

佐伯家が何を交易していたかについて、律令制の時代の讃岐の特産物は須恵器すえきと塩であった。須恵器も塩も、租口分田一反につき二束二把・庸力後の代納としての絹・麻布・調諸国の産物・雑徭六十日の勞後に服すにおける調として納められた。須恵器は陶盆ぼん・水瓶・壺・大瓶・鉢・椀さら・大盤・大高盤・椀下盤はこつき・管杯などが中央政府へ納入された。一方、塩は調塩として納められたことが平城宮跡から出土した木簡によって確認される（『平城宮木簡』1・2）。その木簡には「讃岐国阿野郡日下部犬万呂三〇四年調塩」・「佐伯部稻奈知調塩」と記されている（以上、『善通寺市史』1: 268-269）⁷。

4.2 奈良時代における複都制



<図1> 古代都城位置図 (奈文研編『日中古代都城図録』:10)



<図2> 難波の港津と古道 (武内 2006: 137)

武内師が上掲武内説①③にて指摘する如く、讃岐に居住していない阿刀氏と讃岐の佐伯氏との接点は、讃岐以外に求められる。武内師は上掲の如く、大師の阿刀宿禰氏の母は(1)都(平城京)、(2)畿内(河内国または摂津国)、のどちらかに住んでいたと考えている。筆者は(1)都(平城京)を大師の母の所在地と考える。

ここで武内師が論考していない点として、奈良時代の複都制が挙げられる。複都制とは一国に複数の都を設けることである。日本の複都制は唐の複都制一般に東都の洛陽と西都の長安に模したものであり、奈良時代の聖武天皇の頃に頻繁に行われた。

聖武天皇が難波京と恭仁京を複都とした天平十六(744)年二月庚申(二十六日)の勅には、「今、難波宮を以ちて定めて皇都と為す。宜しく此の状を知るべし。京戸の百姓意まの任に往来すべし。」とあり(『新訂増補国史大系 続日本紀 前編』:177)、京に住む人々は自由に難波京と恭仁京を行き来することができた。身分の高い者たちは、両京に住まいを持っていたと考えられる。このことは桓武天皇が長岡京から平城京へ遷都した翌々年の延暦十六(797)年一月から延暦十八(799)年一月までの間に、集中的に長岡京の土地を皇子・寵臣たちに下賜していることから類推される(小林清 1975: 29-32)。

聖武天皇が天平十七(745)年に恭仁京から平城京へ遷都して以来、孝謙天皇・淳仁天皇・称徳天皇・光仁天皇の御代は一貫して平城京(首都)と難波京(陪都)の複都制であった。その後、桓武天皇が延暦三(784)年に平城京から長岡京へ遷都し、延暦十二(793)年に聖武天皇以来絶えず陪都であった難波京を廃して長岡京の単都とした。従って平城

京は天平十七（745）年から延暦三（784）年まで首都であり、この時の天皇は通常は平城宮に居られたと考えられる。

周知の通り、『三教指帰・序文』には「外氏阿二千石文学舅」とあり（『定本弘全』7: 41）、外舅の阿刀大足は伊予親王の「文学」（侍講）を務めていた。大師が十五歳で上京して大足の下で漢籍を学んだのが延暦七（788）年であるから、大足はこの頃には既に伊予親王の文学を務めていた。伊予親王は延暦二（783）年の誕生と謂われているゆえ、大足が文学となったのはそれ以降であり、おそらく延暦三（784）年に長岡京に遷都されてからのことであつたと思われる。

天皇の子である親王は内裏に住んでいたから、大足は長岡宮へ宮仕えをしていた。故に大足の阿刀宿禰氏は、延暦三（784）年の長岡京への遷都以降は、長岡京内に住んでいたと考えられる。従って、大足ないし大師の母の阿刀宿禰氏は、『新撰姓氏録』に載せる左京神別・山城国神別・摂津国神別・和泉国神別の四つの阿刀宿禰氏の中で、左京神別に比定される。武内師は平城京を中心に写経事業に携わっていた阿刀氏の多いことを根拠に、大師の母の阿刀宿禰氏を同じく「都で活躍していた阿刀宿禰」と見做す（武内 2006: 127）。これは左京神別に相当する。

大足が親王の文学を勤めて従五位下という高位にまで上り詰めた経歴と、大足の阿刀宿禰氏が平城京を中心に写本事業に従事し、左京神別の家柄と考えられることを鑑みるに、大師の母を含む大足の阿刀宿禰氏の一族は長岡京へ遷都される前から(1)都（首都・平城京）の左京に居住していたと考えるのが穏当であろう。

しかし武内師は「都で活躍していた阿刀宿禰」氏すなわち左京神別を認める一方で、『新撰姓氏録』に阿刀宿禰氏の確認されない河内国を含む(2)畿内を挙げ（武内説④⑤）、住吉津から八尾街道を東に進んだ河内国澁河郡跡部郷付近の阿刀氏の本拠地を大師の生誕地として有力視する⁸。その傍証として『鬢髻指帰』に記される仮名乞児（大師）と須美乃曳^す乃^の宇^の奈^江古^の乎^{こと}美^江奈^のとの出会いを取り上げて、『鬢髻指帰』の一文は、佐伯直氏が倉庫をおいていた住吉津での若き日の体験を書き記したものである、と考える。」と云う（武内 2006: 135）。しかし『鬢髻指帰』には、以下の如く記されている。

或るときは金巖^{かねのたけ}に^{加禰乃}登り而して雪に逢ふて^{かんらん}坎^{いしのたけ}墮たり、或るときは石^こ峯^{伊志都知}を^{能太氣}跨^{した}え而も^か糧^{かむ}を^か絶ちて^{かむ}輻^か輻^かたり。或るときは雲童^{むすめ}の^み嬢^みを^{たゆ}巧て^{した}心を^{たゆ}懈^{した}ませて^{した}服^{した}ひ^{した}思^{した}ひ、或るときは^{あま}漣^い倍^{はら}乃^{くさびら}麻^すの^す尼^すを^す観て^す意^すを^す策^すまして^す厭^すひ^す離る。霜^{はら}を^{はら}拂^{はら}ひて^{はら}蔬^{くさびら}を^{くさびら}食^{くさびら}ふこと、遥かに^い汲^いが行^いひに^い同じく、雪^{ゆき}を^{ゆき}掃^{ゆき}ひて^{ゆき}肱^{うで}に^{うで}枕^{まくら}すること、還^{かへ}た^{かへ}孔^{あな}が^{あな}誠^{まこと}に^{まこと}等^なし。青^{あお}き^{あお}幕^{まくら}天^{あま}に^{あま}張^はれば、房^{ふさ}屋^やを^や勞^{あそ}ま^{あそ}不^し、縞^{しろ}き^{しろ}幌^{ぼり}嶽^{たけ}に^{たけ}懸^たれば、幃^{たれぎぬ}帳^{つく}を^{つく}営^{つく}ら^{つく}不^す。

（『定本弘全』7: 20-21）

これは仮名乞児（大師）が方々へ行脚して苦行している様を描いている。すなわち、大師は修行中に須美乃曳乃宇奈古乎美奈と邂逅したに過ぎず、従って須美乃曳乃宇奈古乎美奈をもって佐伯直氏が住吉津に倉庫を置いていた傍証とすることはできないだろう。

5 「二兄重逝」の真実性について

5.1 大師の長兄の平城京誕生説

ここで考慮すべきことは、周知の通り両『指帰』の仮名乞児論に「二兄重逝」（「^{ふた}二りの兄 重ねて逝く」）とあり（『定本弘全』7: 23・67）、大師には少なくとも二人の兄がいたと考えられることである。前章にて大師の母の阿刀宿禰氏は平城京に居住していたことを推論したが、上述の如く平城京は天平十七（745）年から首都であったから、大師の長兄が誕生した時も、大師との年の差がどれ程であれ、その誕生の場所は平城京であったに違いない。故に、大師の父・田公が平城京内にて妻問婚をして生まれた子は大師の長兄であったはずである。

従って、妻問婚に関する問題の所在は、①妻問婚の期間が長子の誕生までか約10年間であるか、②大師が長子であるか三男であるか、の二点に集約されるだろう。

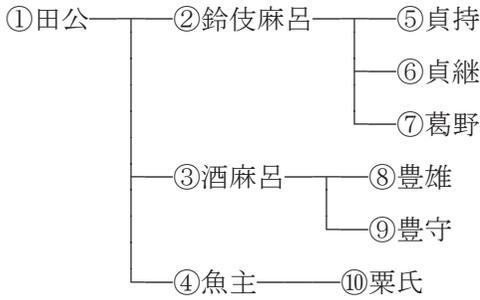
①に関しては、上掲の如く吉田説に基づけば、訪婚の期間は10年間よりも、もっと短かった可能性が高い。②に関して、武内師は両『指帰』に記される「二兄重逝」を真実ではないと却ける。管見の及ぶ限りでは、武内師の著書において（武内2000・2004・2006・2007・2008・2011・2015）、「二兄重逝」に関連のある言及が含まれているのは『空海と密教美術』（洋泉社、2011）のみである。そこには以下の如く記されている。

従来、空海の生家・佐伯直氏は讃岐国の豪族であるといわれてきました。また、『三教指帰』に基づいて、没落しつつある地方の豪族という捉え方をされてきました。その斜陽化しつつある一族の命運をかけて、空海が大学に入学した、といった見方もなされてきたように思われます。しかし、今一度、空海の生家を知ることのできる唯一の史料、『日本三代実録』の八六一年（貞観三）十一月十一日条⁹をみると、従来の見方を改めるべきである、と考えるに至りました。この記録は、空海の兄弟など十一人に「宿禰」の姓をあたえ、本籍地を讃岐から京都に移すことを許可したときのものです。従来、空海は三男であったとみなされてきましたが、これは『三教指帰』による説とはいえ、史実とは考えがたいものです。貞観三年の記録から推測すると、空海には少なくとも七～八人の兄弟姉妹がいたと考えられます。

（武内孝善・川辺秀美 2011: 114）

筆者には、大師に「少なくとも七～八人の兄弟姉妹がいた」ことをもって、なぜ大師が三男ではないと断ずることができるのか、皆目理解ができない。大師に少なくとも七～八人の兄弟姉妹がいて、なおかつ二人の兄がいると兄弟が多すぎるからという意味であろうか。しかし、いくら兄弟が多くとも大師が三男であることに何ら問題は生じないはずである。そもそも、誰をもって大師の七～八人の兄弟姉妹としているかも明白ではない。

注記9に見る貞観三年十一月十一日条に記載にされる大師の父・兄弟・甥を系図化すれば以下の如くなる。



上の系図によれば、大師の兄弟は鈴伎麻呂・酒麻呂・魚主の三人である。これに仮名乞児論の「二りの兄」と、弟であることがはっきりとしている真雅師と、智泉師の母となる姉¹⁰を加えると、大師の兄弟姉妹は七人となる¹¹。しかし上述の如く、武内師は仮名乞児論の「二りの兄」を認めていない。

いずれにせよ、武内師は大師が三男ではない（「二兄重逝」が事実ではない）根拠を十分に提示しているとは言い難い。結局、妻間婚に関する武内説は大師が長男であって辛うじて成立するものであり、従って「二兄重逝」の真偽が最大の争点となる。

5.2 忠孝に関する「或」と仮名乞児との問答

仮名乞児論の「二兄重逝」は、以下の理由から二十四歳の大師にとって事実であったと考えられる。この「二兄重逝」は仮名乞児論において忠孝に背くことを難詰した「或」と仮名乞児との問答の中に現れる。今、「或」と仮名乞児との対話場面を下に抜き出す（科段は筆者に拠る）。

【或の仮名乞児に対する難詰】

或^{あるひと}告^つげて日^ひはく、「我^{われ}師^に於^に聞^きけり、『天地^{てんち}の尤^{もと}も靈^{たま}なるものは、寔^{まこと}に人^{ひと}、其^{その}れ首^{くび}たり。惟^{ただ}れ人^{ひと}の勝^{かち}れたる行^{こと}は、惟^{ただ}れ孝^{こと}にして惟^{ただ}れ忠^{こと}なり。餘^{あやふき}の行^{こと}は万^{よろづ}差^{ちが}なれども、此^この二^{ふた}つは其^{その}の要^{もと}なり。』と。所以^{ゆゑ}に、遺^{おこ}せる體^{たい}を毀^こはす不^ず、危^{あやふき}を見て命^{いのち}を授^{たま}くなり。名^なを揚^{たか}げ先^{まへ}を頭^{あたま}はさむに、一^{ひと}つをも廢^やつれば可^よしとせ不^ず。又^{また}た、一^{ひと}生^{せい}の娛^{あそ}樂^びは、惟^{ただ}れ富^{とみ}にして惟^{ただ}れ貴^{たか}なり。百^{ひゃく}年^{ねん}の蘭^{らん}友^{ゆう}は、詎^{たれ}か妻^{つま}孥^こに比^ひばむ。季^きが万^{ばん}鍾^{しゅう}を悲^{かな}しむは、唯^{ただ}だ逝^しきし親^{おや}に感^{あは}じてなり、參^まが九^く仞^{じん}に登^{のぼ}るは、当^{まさ}に主^{あるじ}に仕^{つか}へしに由^よりてなるべし。今^{いま}、子^{なむち}に親^{おや}有^あり、君^{きみ}有^あり、何^{なん}為^すぞ養^{つか}はす不^ず、仕^{つか}へ不^ずる。徒^{いたづ}らに乞^こ丐^{つがい}の中^{なか}に論^{ろん}みて、空^{むな}しく逃^{にげ}役^{やく}の輩^{ばい}に雜^{まじ}はり、辱^{はづか}しき行^{こと}は先^{まへ}の人^{ひと}に忝^{かたじけな}く、陋^{いや}しき名^なは後^{あと}の葉^えに遺^{おこ}らむ。惟^{ただ}れ寔^{まこと}に、大^{たい}辟^{へき}の加^かふる所^{ところ}にして、君^{きみ}子の恥^{はづか}づる所^{ところ}なり。然^{しか}るを、汝^{なむち}之^のれを行^なふ。親^{おや}戚^{せき}は汝^{なむち}に代^かはりて地^ちに入り、疎^{いと}き人^{ひと}は汝^{なむち}を見て目^めを掩^{おほ}ふ。宜^{いそ}しく早^{はや}く心^{こころ}を改^かめて、務^{いそ}ぎて忠^{ちゅう}孝^{こう}に就^つくべし。』と。

【^{あるひと}仮名乞児の問いと或の返答】

乞児 憮然として、問ふて曰はく、「何をか忠孝と謂ふ乎。」と。答へて曰はく、「閨に在る（之）日は、面を怡げて顔を候ひ、心を先にし力を竭くし、出入に告面す。夏と冬とに温かく清しくして、定んじ省みて色かに養ふ。之れを謂ひて『孝』と為す。虞舜と周文と、之れを行ひて帝位に登り、董永と伯喈と、之れを守りて美名を流へたり。占筮之年、孝を移して命を尽くし、顔を犯して諫争む。上は天文に達り、下は地理を察り、古を稽へて今に擬へ、遠を柔げ近を能くす。四海を紀め綱べて、一人を匡し弼け、榮後裔に及びて、譽来たる葉に流はる。是くの如きを『忠』と為す。伊と周と箕と比と、蓋し其の人歟。」と。

【^{あるひと}仮名乞児の或に對する反論】

仮名 答へて曰はく、「親を安んじ主を匡す、是くの如き之類を『忠』と為し『孝』と為すこと、伏して命の旨を承りぬ。寔實に余れ不肖なりと雖も、然も猶ほ頗る禽獸に異る。一念も離れ不、五内 爛れ裂けむとす。夫れ、父と母と覆ひ育み、提げ挈ふこと慇懃なり。其の功を顧る也、高きこと五岳に並び、其の恩を思ふ也、深きこと四瀆に過ぎたり。骨に鏤み肌に銘せり、誰か敢て遺忘れむ。報ひむと欲へども極まり罔く、反さむと欲へども尤だ厚し。南陔を詠み而して恥を懷き、蓼莪を誦ひ以ちて愁を含む。彼の林の鳥を見ては、終日に焦がれ灼け、此の泉の獺を思ひては、達夜に肝を爛す。常に歎くらくは、楚の河 未だ決らざるに、周の鮒 肆に就き、呉の劍 未だ許めざるに、徐子 墓に臨みしことを、老いし親 皤皤として、冥壤に臨み近づき、此の余れ 頑頑として、咄に反さむに由無し。居諸 矢の如くにして、彼の短き寿を迫め、家産 澆漓く、墻屋 傾き向とす。二りの兄 重ねて逝きて、数行は 汎瀾れ、九族 俱に置しくして、一心は 澀澀たり。慷慨之思を起こし、日を以ちて月を継ぎ、悽愴之痛を興して、且従り夕に達る。嗟呼、悲しき哉。進みて而も仕へむと欲へば、已に筭を好む之主無く、退きて而も黙さむと欲へば、亦た禄を待つ之親有り。進退之惟れ谷まれることを歎き、起居之狼狽なるに纏れたり。」と。

【^{あるひと}仮名乞児による「寫懷の詩」】

則ち頰を作り懷を寫きて曰はく、「力を肆べて敵に就かむとすれば、曾て筋の力無し。角を叩きて將に仕へむとすれば、既に甯がごとき識ること無し。智 無くして官に在れば、譏を空の職に致さむ。貪ること有りて素しく食はば、誠を尸のごとき食に遺れむ。濫なる筭の姦なる行は、已に尤だ直きに非ず。雅なる頰の美しき風は、但し周の国にのみ聞く。彼の孔は縦せる聖なりしも、栖遑しくして黙さず。此の余れは大だ頑にして、当に何れの則にか従ふべき。進まむと欲へども才無く、將に退かむとすれども逼ること有り。進むと退くと両つの間に、何ぞ歎息夥き。」と。

あるひと

【或に送られる仮名乞児（佐伯真魚青年）の「書」】

是に於いて、頌の詞取り畢はりて、吟に沈むこと良や久し。乃ち『書』を作りて曰はく、「僕仮名乞児聞く、『小さき孝は力を用ひ、大おき孝は置しから不。』と。是の故に、太伯は髪を剃りて、永に夷の俗に入り、薩埵は衣を脱ぎて、長に虎の食と為れり。父と母と地に倒るる之痛を致し、親戚天を呼ばふ之歎有り。此れに因りて而も視れば、二りの親之遺せる體を毀ひ、九族之念ひ傷を致すことは、豈に誰か復た此の二子太伯と薩埵を指すに過ぎむ哉。当し卿或の告ぐる如くならば、並びに不孝を犯すべし。然りと雖も、泰伯は至徳之號を得、薩埵は大覚之尊と稱へられたり。然れば則ち、苟くも其の道に合はば、何ぞ近き局に拘はれむ。羅ト之母の苦を抜き、那舎之父の憂を済ひしは、寧ぞ大おき孝に非ざる哉、亦た善き友に非ざる哉。余れ愚陋なりと雖も、雅なる訓を斟酌し、遺せる風を鑽仰す。毎に国家の為に、先づ冥福を捧げ、二りの親の一切に、悉く陰功を讓る。此の慧と福とを捻べて、忠と為し孝と為す。然るを卿或は、但し筋の力之尽くす可きと、身體之屈む可きとのみを識り、未だ于が門之高かる可きと、廠が墓之掃ふ可きとを視ず。何ぞ其れ劣からむ哉。」と。然れども、此の『書』未だ心を委かにせず、後に当に頭はし陳べむ耳。

以上の段落は仮名乞児論において、冒頭から記されている仮名乞児の外見・修行の様子を描き終わった後に置かれている。また上掲の「或」に送られた「書」に続いて、仮名乞児がお腹を空かして山林から下って兎角公の館に到ったことが記される。つまり両『指帰』の作品としての時系列においては、冒頭の仮名乞児の描写に続くのは「書」の後文からであり、「或」と仮名乞児との当該問答は作品において回顧的・挿入的位置付けとなる。

あるひと

5.3 「或」と「一多親識」の同一性

両『指帰』の本文において上の場面以外に忠孝が説かれているのは、鼈毛先生論の以下の三箇所のみである。

①戴淵が志を変へしかば、將軍の位に登り、周処が心を改めしかば、忠孝の名を得たり。

（『定本弘全』7:8・46）

②嚮使、蛭牙公子をして、若し能く悪しきを翫ふの心に移し、専ら孝徳を行はしむれば、則ち血を流し瓮を出だし箏を抜き魚を躍らしむるの感、孟丁が輩よりも軼れて蒸蒸たる美を馳せ、忠義忠義于移らしむれば、則ち檻を折り疏を壊ち肝を出だし心を割くの操、比弘が類に踰えて諤諤たる譽を流してむ。 （『定本弘全』7:10・49）

③親に事ふるの孝窮まり、君に事ふるの忠備はる。 （『定本弘全』7:53）

しかし、これら忠孝に関係する鼈毛先生論の文脈は、鼈毛先生が蛭牙公子に対して立身出世をして人生を謳歌すべきことを説く一環として忠孝が言及されているのであ

て、忠孝を主眼として説教しているわけではなく、また蛭牙公子が忠孝に背くと批判しているわけでもない。また言うまでもなく、鼈毛先生は蛭牙公子に対して話しているが、「或」は仮名乞児に対して批判している。要するに、仮名乞児論の「或」は鼈毛先生ではないということである。

そして『三教指帰』序文にのみ、忠孝に関する記述がもう一箇所現れる。

^{ここ}爰に^{しんしよく}一多の親識あり。我れを^{ゆは}縛ふに^{なほ}五常の索を以ちてし、我れを^{さだ}断むるに^{そむ}忠孝に乖くを以ちてす。余れ思はく、「物の情一つなら不、飛と沉と性を異にす。是の故に、聖者の人を驅るに、教綱に三種あり。所謂る釈と李と孔と也。淺と深と隔れること有りと雖も、並びに皆な聖説なり。若し人一つの羅に入りなば、何ぞ忠孝に乖かむ。」と。
 (『定本弘全』7:42)

上掲の文脈は『聾瞽指帰』において存在しない内容であり、『三教指帰』への書き直しの際に記されて現れた文である。『三教指帰』の全文脈において、忠孝に背くことをもって批判され、それに対して大師（仮名乞児）が自身の忠孝観をもって反論しているのは、実に序文と仮名乞児論の上掲箇所のみである。その二箇所における趣旨は一致している。すなわち、先の「書」においては「苟くも其の道に合はば、何ぞ近き局に拘はれむ。」と云い、この序文においては「若し人一つの羅に入りなば、何ぞ忠孝に乖かむ。」と云って、両者共に出家して仏道を歩むことは決して忠孝に背かず、それどころかむしろ最も忠孝に適っていると考えていることである。ここに両箇所の同一性が看守されるのである。

【『三教指帰』における忠孝に反する批判を載せる箇所】

- ①序文：「一多親識」から大師への批判。
- ②仮名乞児論：「或」から仮名乞児への批判。

周知の通り仮名乞児が二十四歳の大師なのだから、「一多親識」が「或」に相当することが知られる。すなわち大師は、実際に大師に対して忠孝に背くと批判してきた「一多親識」を仮名乞児論の中で「或」として登場させているのである。

筆者の研究に拠れば、『三教指帰』は大師が『文鏡秘府論』を編纂した弘仁十(819)年(大師四十六歳)頃に『聾瞽指帰』から改めたものと考えられる(大柴2000:152(19)、2022:25)。従って、延暦十六(797)年の大師二十四歳の時に著した『聾瞽指帰』には仮名乞児論に「或」としか表現しなかった人物を、四十六歳頃の大師は『三教指帰・序文』において実名を名指しするまではしないものの、「一多親識」と云って大師との関係性がわかる程に「或」が誰なのかを“暴露”していることになる。我々は書き改められた『三教指帰・序文』によって、「或」が「一多親識」(の中の一人)であることを知ることができるのである。

5.4 「一多親識」の解釈

この「一多親識」に関して、①「一親」と「多識」が合わさった表現とする解釈、②「一多」の「親識」とする解釈、の二つの解釈が存在する。

①のように二つの単語を交差して一つのまとまりとする表現は漢語において往々に見られる。例えば、「古今篆隸文体」の「古今篆隸」は「古篆」と「今隸」のことであり（大柴 2016b 参照）、「梵字悉曇字母并积義」は「梵字悉曇字母」と「梵字悉曇积義」のことである（大柴 2018 参照）。また「中寿感興詩」に現れる「方円二図」は「方図」と「円図」のことである。

この①の解釈を採用するものとして、作者未詳『三教指帰註抄』は「『一親』と者、外戚大足の大夫、『多識』と者^は博士清成^は酒浄成のこと及び岡田の博士^は田半養のこと等也。云々。」と積す（『真言宗全書』40: 111）。運^{うん}做^{じょう}師『三教指帰註刪補』は「『一親』は謂はく舅氏大足、『多識』は謂はく、清成岡田等也。」と積す（『真言宗全書』40: 159）。通玄師『三教指帰簡註』も同様に「『一多』等と者^は、親族一人、大足を指す也。知識多人、浄成岡田之類也。」と云う（『真言宗全書』40: 309）。また山本智教師も、これらの解釈を踏襲する（『弘法大師空海全集』6: 9）。この「一親」を外舅の阿刀大足と見做し、「多識」を大学の直講の味酒浄成や岡田牛養博士などと見做すものは、当該箇所^{がいきゅう}の伝統的な解釈と言えらう。

一方、②の解釈の場合、「一多」の「多」とは二つ以上のことであり、これは複数の意に変わらない。つまり「一多」は数人の意である。「親識」とは親しい知人のことである。この解釈は福永光司氏に見られ、氏は「「一多」は二三、数人の意であらう。「親識」は、親友知己。」と云い、「親識」の用例として『梁書・王茂伝』の「嘗て親識に謂って曰く、此れ吾が家の千里の駒なり。云々。」を挙げる（福永光司 2003: 15）。

別して「親識」の用例として、以下のものがある。『顔氏家訓・風操』に「吾親識中有諱裏、諱友、諱同、諱清、諱和、諱禹、交疏造次、一座百犯、聞者辛苦、無慆頼焉。」とあり、宇都宮清吉氏は「親識」を「親しい知人」と訳す（森三樹三郎・宇都宮清吉 1969: 431）。また『後漢書・伏侯宋蔡馮趙牟韋列伝』の「以図議軍糧、在事精勤、遂見親識。」（吉川忠夫 2002: 201）や『抱朴子・道意』の「余親識多有及見寛者、皆云寛衰老羸悴。」（本田濟 1990: 184）にも「親識」の用例があり、前者は「親しく識る」、後者は「親友」（本田訳）の意である。

筆者は②の解釈に同意する。その理由は以下に論ずる如くである。

①の場合、諸本が「一親」と見做す阿刀大足は兎角公に比定されるから、あえて作品の中で「或」とする必要性はないだろう。兎角公と「或」は別人と考えるのが穏当である。また「一親」は一人の親の意であり、大足よりも父・田公の方がふさわしいと思われる。実父を差し置いて外舅がそこまで強く大師の出家に反対するのも奇怪である。

また【或の仮名乞児に對する難詰】段の冒頭に「或告げて曰はく、『我れ師於聞けり。』」とあり、【或の仮名乞児に對する難詰】段の冒頭に「或告げて曰はく、『我れ師於聞けり。』」とあり、「或」が「師」（先生）を持つ立場の人物と考えられる。また【或の仮名乞児に對する難詰】段において、「羅ト之母の苦を抜き、那舍之父の憂を

済すくひしは、寧なんぞ大おほき孝やに非あざる哉、亦やた善よき友ともに非あざる哉。」とあり、仮名乞児（二十四歳の大師）と「或あるひと」とは、善よき友ともの間柄であったと考えられる。

これらのことから、「或あるひと」（親識）とは大師が大学にて勉学を共にした学友ではないかと思われる。出家して仏門を歩もうとしている佐伯真魚同学（大師）に対して、共に立身出世を目指していた大学の学友たちが批判してきたことが想像される。この②の解釈に随うならば、父・田公も外舅・大足も大師の出家に反対していなかったことになる。従来説は再考される必要があるだろう。

5.5 散文の文体の一つである「書」

「或あるひと」が②の意味の「親しい知人」であるもう一つの根拠が当該箇所したたに認められる「書」である。「書」とは、散文の文体の一種である。明・徐師曾『文體明辯・書記上』には、以下の如く記されている。

按ずるに劉勰きょうが云はく、「書記之用 広き矣。其の雑名を考ふるに、古今に品多し。是の故に書有り、奏記有り、啓有り、簡有り、状有り、疏有り、牋有り、劄有り。而して書記は則ち其の総称也。」（中略）以上の六つ（書・記・啓・簡・状・疏を指す）者、秦漢已来、皆親知の往来と問答と之間に於いて用ふ。（中略）一つに『書』と曰ふ。書に辞命外交辞令と議論との二體有り。（中略）蓋し嘗て総じて而も之れを論ずるに、書記之體もとは本より言を尽くすに有り。故に宜しく條暢文章の脈絡が通って明確なことを以ちて意を宣べ、優柔を以ちて情を憚よろこばしむるべし。即ち心声之献酬の意也。 （『和刻本 文體明辯』2: 915）

また明・呉訥とつ『文章辯體』には「昔臣僚の敷奏、朋旧の往復、皆総べて『書』と曰ふ。近世臣僚の上言を名づけて『表』・『奏』と為し、惟だ朋旧の間は則ち『書』と曰ふのみ。」とある（竹田晃 1998: 150）。

すなわち文体の「書」とは、秦漢已来、「親知」・「朋旧」（親しい知人・旧友）の間で遣り取りされた書簡の総称であった。この「親知」・「朋旧」は『三教指帰』序文の「親識」と同義である。ここからも、「一多親識」の意味が②「一多の親識」（数人の親しい知人）であることを確認することができる。「書」とは、殊に旧知の親友に対して言葉を尽くし、理路整然とした文脈となし、自身の心情を率直に述べる文体であると言える。

また『文體明辯』に拠れば、「書」の内容には(1)外交辞令と(2)議論の二種類がある。そして仮名乞児と「或あるひと」との対話は、(2)議論に該当すると考えられる。つまり、上掲の仮名乞児論の段落は、仮名乞児が親しい友人（大学の学友と思われる）の「或あるひと」に対して、自身の考える忠孝観の正当性を議論し主張している文脈であると言えよう。

5.6 『文選』所収の「書」

実際、『文選・書類』には22通の「書」を収める。それらの作者と書を送られた友人・知人をまとめれば以下の如くなる。

書名	書き手	送り先（友人・知人）
蘇武に答ふる書	李陵	蘇武
<small>じん</small> 任少卿に報ずる書	司馬遷	任安
孫会宗に報ずる書	<small>うん</small> 楊惲	孫会宗
盛孝章を論ずる書	孔融	曹操
幽州の牧と為りて彭寵 <small>あた</small> に与ふる書	朱浮	彭寵
曹洪の為に魏文帝に与ふる書	陳琳	曹丕
曹公の為に書を作して孫権に与ふ	曹操（ <small>げん とう</small> 阮瑀代筆）	孫権
朝歌令呉質に与ふる書	曹丕	呉質
呉質に与ふる書	曹丕	呉質
<small>しょう</small> 鍾 大理に与ふる書	曹丕	鍾大理
楊徳祖に与ふる書	<small>ち</small> 曹植	楊脩
呉季重 <small>ちよう</small> に与ふる書	曹植	呉質
東阿王に答ふる書	呉質	曹植
<small>えん</small> 満公琰に与ふる書	<small>きよ</small> 応璩	<small>えん</small> 満公琰
侍郎の曹長思に与ふる書	応璩	曹長思
広川 <small>しんぶん</small> の長岑文瑜に与ふる書	応璩	岑文瑜
従弟 <small>びよう ちゆう</small> の君苗と君胄とに与ふる書	応璩	君苗・君胄
山巨源に与ふる絶交書	<small>けい</small> 嵇康	山涛
<small>せき</small> 石仲容の為に孫皓に与ふる書	<small>けい</small> 孫子荆	孫皓
<small>けい も せい</small> 嵇茂齋に与ふる書	趙景真	嵇茂齋
陳伯之に与ふる書	丘希範	陳伯之
重ねて <small>まつ しょう</small> 劉秣陵沼に答ふる書	劉孝標	劉沼

上掲の書の内、「任少卿に報ずる書」・「楊徳祖に与ふる書」・「陳伯之に与ふる書」において、司馬遷・曹植・丘希範はそれぞれ自身のことを「僕」と呼んでいる。また「楊徳祖に与ふる書」には「敬禮丁敬禮のこと僕曹植の目録に謂へらく『卿丁敬禮が曹植に好して云う何の疑難する所ぞ。』と。」とあり、「僕」と「卿」を見る。おそらく大師はこれら『文選』所収の「書」を参考にして、仮名乞兒論の「書」においても「僕」と「卿」を用いたものと思われる（前掲

【或あるひとに送られる仮名乞児（佐伯真魚青年）の「書」】段参照）。ここからも仮名乞児（大師）と「或あるひと」は旧知の友人の関係であったことが推定される。

仮名乞児論の「書」は仏道が忠孝に背かないことを大師が「或＝親識」に対して“直言”したものであり、大師が『聾瞽指帰』を執筆した動機の核心なのである¹²。

5.7 若き大師の葛藤と苦境を伝える「或あるひと」との対話

以上の論考から、「或あるひと」とは実在する大師の親友であったと考えられる。従って、その実在したはずの「或＝親識」と仮名乞児との間で交わされた対話の内容は、全て若き大師が直面していた現実の問題と苦悩が描写されていると見做すのが自然である。そして、その「或あるひと」との対話の中に「二兄重逝」が述べられているのである。大師に二人の兄がいたことは事実であると言えよう。もし妻問婚の期間が上掲の吉田説の(2)長子の誕生までであるならば、この時点で大師の畿内誕生説は破綻していることになる。畿内誕生説が成立する残された可能性は、妻問婚の期間が(1)伊東説の約10年間であり、かつ早くとも三男ないし第四子の大師が誕生するまで妻方居住をしていた場合のみとなろう。

ここで先の【仮名乞児の或あるひとに対する反論】段において語られている大師の置かれた苦境をまとめれば、以下の如くである。

- ①両親はぐくが育んでくれた恩は海よりも深く山よりも高い。そのことは片時も忘れたことはない。
- ②老いた親に死期が近づいているが、未だにその恩を返すことができていない。
- ③佐伯家の稼業は不振であり、没落しそうである。
- ④二人の兄が続けて逝去し、悲しみで涙がこぼれる。
- ⑤佐伯家の家族親戚はみな貧しい。
- ⑥仕官の道に進むつもりはないが録を待つ親がおり、進退に窮まって途方に暮れている。

①の内容は、仮名乞児が忠孝に反するという「或あるひと」の説教を受けて、両親を決して等閑ざりにしてはいないことを「或あるひと」に対して切々と訴えている。

②に関して、原文には「老いし親 皤皤ははとして、冥壤よみのくにに臨み近づき」とある。ここから、大師が誕生した時の大師の両親の年齢は、それほど若くなかったのではないかと思われる。戸令には「凡そ男は年十五、女は年十三以上にして、婚嫁することを聴せ。」とあり（『新訂増補国史大系 令義解』：99）、大師当時の夫婦は一般に十代で第一子を生んだものと思われる。もし大師が長男であるのならば、大師が二十四歳の時の両親の年齢は、概ね父・田公が四十歳前後、母が三十代後半であったはずであり、「老いし親 皤皤ははとして、冥壤よみのくにに臨み近づき」という年齢とは言い難い。この点からも、大師を長男とするには無理があると言わざるを得ない。

⑤に関して、原文は「九族 俱とほに置しくして」とある。大師当時の大伴氏とその別祖の家系である佐伯家は共に衰退した時期であったことが指摘される（別祖に関しては別

稿にて論ずる)。それは以下の如き事情に拠る。大伴氏・佐伯氏は藤原仲麻呂に不満を持つ橘奈良麻呂が天皇の廃立を企て未遂に終わった天平勝宝九(757)年の「橘奈良麻呂の乱」に協力したことによって、大伴古麻呂は獄死し、佐伯全成は自害し、大伴古慈悲と佐伯大成は流罪となった。また大伴池主も死ぬことになった。また、桓武天皇が長岡京に遷都した直後の延暦四(785)年に起こった「藤原種継暗殺事件」は、事件の前に死去していた大伴家持が首謀者とされ、大伴継人・大伴竹良・大伴真麻呂・佐伯高成・大伴湊麻呂は斬首刑となり、大伴永主は壱岐国へ流され、大伴国道は佐渡国へ流された(以上、西本昌弘 2013・藤井淳 2022 参照)。

藤原種継暗殺事件の起こった延暦四(785)年は大師が十二歳の時であり、その12年後の二十四歳の時に著された『聾瞽指帰』に「九族 俱に置しくして」とあるのは、上述の如き事件に連座した佐伯家の凋落を指していると思われる。

また④⑥の原文には「二りの兄 重ねて逝きて」・「亦た禄を待つ之親有り。進退之惟れ谷まれることを歎き、起居之狼狽なるに纏れたり。」とあり、本来は一族を養っているはずの二人の兄が早逝したことにより、三男の大師が親兄弟を養わなければならない立場となり、そのような家族親戚からの期待を一身に受けていた二十四歳の大師の、それでも仏門に進みたい思いとの狭間で苦悩した様が述べられていると考えられる。「二兄重逝」が事実ではなく二人の兄が健在であるのなら、その二人の兄が仕官して家族を養っているはずであり、若き大師が進退に窮まる程の苦境に立たされることもなかったはずである。

以上の内容は、伝統解釈と何ら異なる所がない。

6 大師の讃岐国多度郡誕生説

大師が讃岐国多度郡で誕生したことは、『聾瞽指帰』・『三教指帰』の仮名乞児論における大師の出自に関する虚亡隠士との問答の記述から明白である。今は地名の割注のある『聾瞽指帰』から該当箇所を引く。

隠士 答へて曰はく、「吾れ熟ら公を視るに、已だ土の人に異し。頭を視れば一つの毛も無く、體を觀れば多くの物を持つ。公は是れ何れの州の郡の郷にして、誰が子、誰が資ぞ。」と。仮名 大きに咲ひて曰はく、「三界に家無し、六趣に定まらず。或ときは天堂を国と為し、或ときは地獄を家と為し、或ときは汝が妻孥為り、或ときは汝が父母為り。有るときは波旬を師と為し、有るときは外道を友と為す。餓鬼と禽獸と 皆な是れ吾れと汝とが父母と妻子となり。始より今に至るまで曾て端首無く、今従り始に至るまで何ぞ定まれる数有らむ。環の如く四生於擾擾として、輪に似て六道於轟轟たり。汝が髪は雪の如くなれども、未だ必ずしも兄為らず、吾が鬢は雲に似れども、而も亦た弟に非ず。是れ汝と吾れと、無始従り來、更るに生まれ代るに死にて、轉變して常なら不。何ぞ決定れる州と郡と親等 有らむ。然

れども、頃日の間、刹那幻のごとくに南閻浮提の陽谷^{うまれかは}、輪王の化りし所之下^{のもと}、玉藻の帰る所之嶋^{のしま}、豫樟^{よしやう}の日を蔽す之浦^{ひかくのうら}於住^{にとど}まる。未だ思ふ所に就かざるに、忽ちに三八の春秋を経たる也。」と。
 (『定本弘全』7: 26-27)

「陽谷」とは日本のことである。「輪王」とは理想の善政を行う王の中の王たる転輪聖王の略語であり、ここでは『聾聾指帰』が作られた延暦の天皇である桓武天皇を指す。「玉藻」とは美しい海藻のことであり、讃岐の枕詞である。『万葉集』所収の柿本人麻呂の歌に「玉藻よし 讃岐の国は 国からか 見れども 飽かぬ 神からか 云々」と歌われている(小島・木下・東野 1994: 147)。古代讃岐国は海藻の産地として有名であったことが知られる。「帰る所」の「帰」は古来「よる(依)」と読まれていることから、海藻が瀬戸内海の海流に運ばれて、讃岐に流れ着くことを表していると考えられている。「豫樟」とは楠の一種であり、「豫樟の日を蔽す之浦」とは多度郡の屏風ヶ浦と謂われている。これに関して、武内師は以下の如く解釈する。

問題はこの「玉藻帰る所の島、豫樟日を蔽すの浦」を、空海の誕生地を指すとみならず見解がみられることである。しかし、その直前に「頃日の間、刹那幻の如くに」とあり、文末が「住す」となっているので、「玉藻帰る所の島、豫樟日を蔽すの浦」＝誕生地とはなりえない、と考える。
 (武内 2006: 144)

おそらく武内師は「頃日の間、刹那幻の如くに」を「最近・近頃」の意に解しているものと思われる。また「住す」を「住む(live)」の意に誤解する(武内 2004: 86)。

上掲の如く、「三界に家無し、六趣に定まらず。或ときは天堂を国と為し、或ときは地獄を家と為し、或ときは汝が妻孥為り、或ときは汝が父母為り。」・「無始従り来、更るに生まれ代るに死にて、転変して常ならず。」と述べられていることから、この箇所は大師が生まれ変わり死に変わりをして輪廻転生を繰り返していることが述べられており、その上で大師は「頃日の間、刹那幻のごとくに南閻浮提の陽谷^{うまれかは}、輪王の化りし所之下、玉藻の帰る所之嶋^{のしま}、豫樟の日を蔽す之浦^{ひかくのうら}於住^{にとど}まる。」と云うのである。従って、この「頃日の間」とは「今生」の意味であって「最近・近頃」の意味ではないだろう。すなわち、この部分は「今生は一時的・仮そめに日本讃岐国多度郡に住す。」という意味に理解するのが妥当である。

また「住」には動詞として①すむ、②とどまる、③たつ、の三義があるが、ここでの「住す」とは②「住まる(stay)」のことであって、①「住む(live)」の意ではないだろう。両『指帰』の原文は「刹那幻住(刹那幻のごとくに住す)」であり、この「住す」が「すむ」では意味をなさない。この「住す」(とどまる/stay)にも、輪廻転生を繰り返している中で今生は一時的・仮そめに(「頃日の間、刹那幻のごとくに」)日本讃岐国多度郡に住まって、今生を終えたらまた別の場所に生まれ変わるという含意がある。

また上引の文脈に「誰が子」・「親」とあることが重要である。すなわち、虚亡隠士の

「公は是れ、何れの州の郡の郷にして、誰が子、誰が資ぞ。」という問いに対して、仮名乞児は「何ぞ決定れる州と郡と親等 有らむ。然れども、頃日の間、刹那幻のごとくに南閻浮提の陽谷^{日本}、輪王の化りし所之下、玉藻の帰る所之嶋^{讃岐}、豫樟の日を蔽す之浦^{多度}於住まる。」と答える。これは、幾度と輪廻転生を繰り返して定まった国郡や親というものはないが、今生の一時的・仮そめに「決定れる州と郡」が「日本・讃岐・多度」（『聾瞽指帰』の割注）であり、同じく今生の一時的・仮そめに「決定れる親」が「日本・讃岐・多度」にあり、その「親」の下に生まれてきて一時的・仮そめにその「子」として住まっている、ということである。すなわち、当該文脈をもって大師の生誕地が「日本・讃岐・多度」であると理解するのが穏当である。また逆に、もし「日本・讃岐・多度」が生誕地ではないのであるならば、生まれては死に生まれては死ぬことを繰り返す輪廻転生の中で今世に至ったという文脈において、今生で生まれた場所を記していないことになる。

伝統解釈に全く問題はなく、むしろ武内師の方が誤読による誤解をしていることになるだろう¹³。

結語

結局、大師が讃岐国多度郡で生まれたのなら、妻問婚の期間がたとえ(2)伊東説の約10年間であったとしても、畿内誕生説は事実上、成立し得ていないことになる。

また田公夫婦が大師の誕生する前に讃岐に居住していたということは、大師が長子ではないことを意味している。伊東説・吉田説のいずれであれ、長子の誕生は平城京となるからである。このことは大師に二人の兄がいたことを示唆していると言えるだろう。

大師の父・佐伯直田公は平城京内に住む阿刀宿禰氏の女に妻問婚をし、長子が誕生した後には讃岐国多度郡方田郷の屏風ヶ浦に新居を構え、そこに夫婦長子で移り住んだというのが実際ではなかったかと思われる。

¹ 先行研究は、この「延暦二十四年官符」を大師が得度をした際に度縁を発給させるために下された官符と見做しているが、誤りである。官符の冒頭に「留学僧空海」とあることによって、大師は延暦二十四年九月十一日までは具足戒を受けていたことが知られる。「僧」とは具足戒を受けた者のことである。大師の当時、得度をした者が受ける戒は沙弥戒であり、数年の沙弥行を終えて初めて具足戒を受ける資格が得られた。また「出家」とは、①得度をしたこと、②具足戒を受けて正式な僧（沙門）となったこと、の二つの意味があるが、「延暦二十四年官符」の「出家」とは②の意味となる。大師の得度・受戒に関して詳しくは、大柴 2020 を参照されたい。

² 『寺門雑記・智証大師事』（成書年代不明）には「円珍者、讃州金倉郷の人なり。父は和気公宅成、（中略）母は佐伯氏の弘田領の女にして、空海の姪也。」とあり（『増補再版 弘法大師伝記集覧』：13）、「弘田」を確認することができる。しかし、これは10世紀前半に成書した『和名類聚抄』に見る如く、方田郷が淘汰された後の資料ということになるだろう。

- 3 『令集解・戸令』に「凡そ、結婚已に定まりて、故無くして三月成ら不、及び逃亡して一月還らず不。若しくは、外蕃に没落して一年帰らず、及び徒罪以上を犯す。女家離れむと欲は者、之れを聴せ。」とあり、また穴太内人の注記に「古記に云はく、『男夫 障故無くして来たら不る也。』と。」とある(『新訂増補国史大系 23 令集解前編』:302-303)。
- 4 『令義解・戸令』に「若し夫婦同じ里に在り、而も相ひ往来せ不れ者、即ち故無くして三月成らざるに比ひて離る也。」とある(『新訂増補国史大系 令義解』:100)。
- 5 佐伯直氏は以下の点によって郡司の家系であったと考えられる。学令には「凡そ大学生には五位以上の子孫、及び東西の史部の子を取りて之れと為よ。若し八位以上の子、情に願は者聴せ。国学生には郡司の子弟を取りて之れと為よ。大学生は式部補てよ。国学生は国司補てよ。並びに年十三以上十六以下にして聡令ならむ者を取りて之れとよ。」とあり、穴太内人は「郡司の八位以上、其の子は先づ国学生に補つ。若し情に願は者、大学生に補つ。」と注する(『新訂増補国史大系 令集解』:443-445)。大師の本籍地は讃岐国多度郡であり、かつ『三教指帰・序』に「二九にして、槐市に遊聴す。」とあることによって、大師は大学へ進学した。地方出身の大師が中央の大学生になっている事実から、大師はまず讃岐国にて国学生となったと考えられる。その国学生となるには上掲の学令に拠れば、①郡司の家系であること、②八位以上の家系であること、という二つの条件があった。大師の家系の戸主・佐伯直道長が正六位上であることは、「延暦二十四年官符」と「大同三年官符」によって周知の通りであり、従って②の条件は満たしていることが知られる。繰り返す如く、大師が大学に進学していることから、大師の家系は①の条件も満たしていたと考えるのが穏当である。
- 6 『令義解・賦役令』に「凡そ庸調の物は年毎に八月の中旬より起て輸せ。近国は十月の卅日、中国は十一月の卅日、遠国は十二月の卅日より以前に納め訖れ。(中略)其の運ぶ脚は均しく庸調の家に出だせしめよ。皆国司領し送れ。置はく、建に依れば」とある(『新訂増補国史大系 令義解』:117)。従って、讃岐国の郡司の家系と考えられる佐伯直氏の田公は庸調の物を領送するために上京したと考えられる。
- 7 これに関連して、筆者の大学院同期である鶴浩一氏は、四国遍路をして讃岐の海岸を歩いていた時に塩田を見つけ、佐伯家は塩を採って都で交易していたのではないかと思ったことを筆者に語ってくれた。当時、鶴氏の説を興味深く聞いていたことが思い出される。
- 8 <図2>の「難波の港津と古道」は武内論文から抜粋したものである(武内2006:137)。この図は千田稔「埋もれた港」の図「古道と港」(千田2001:64)に武内師が阿刀氏の本拠地を書き加えたものである。その図には難波京が描かれているが、右脇に「難波宮」と記されており、誤解を招きやすい。上述の如く、難波京は聖武天皇以来、陪都であった。
- 9 『日本三代実録』貞観三(861)年十一月十一日条には以下の如く記されている(三重括弧を《》とする)。「讃岐国多度郡の人の①故佐伯直田公の男の故外従五位下の②佐伯直鈴伎麻呂、③故正六位上の佐伯直酒麻呂、④故正七位下の佐伯直魚主、⑤鈴伎麻呂の男の従六位上の佐伯直貞持、⑥大初位下の佐伯直貞継、⑦従七位上の佐伯直葛野、⑧酒麻呂の男の書博士の正六位上の佐伯直豊雄、⑨従六位上の佐伯直豊守、⑩魚主の男の従八位上の佐伯直粟氏等十一人、佐伯宿禰の姓を賜ひ、即ち左京職に隸く。是れより先に、正三位行中納言兼民部卿皇太后宮大夫の伴宿禰善男奏して言はく、『書博士の正六位下の佐伯直豊雄欸(款)みて云はく、《先祖の①大伴健日連の公は、景行天皇の御世に、倭武命に随ひて、東国を平定せり。功勳世を蓋ひ、讃岐国を賜ひ、以ちて私宅と為せり。健日連の公之子の②健持大連の公の子の③室屋大連の公之第一男の④御物宿禰之胤の⑤倭胡連の公、允恭天皇の御世に、始めて讃岐国造に任ぜらる。倭胡連公は是れ豊雄等之別祖也。孝徳天皇の御世に、国造之號は永に停止に従ふ。同族の玄蕃頭の従五位下の佐伯宿禰真持、正六位上の佐伯宿禰正雄等は、既に京兆を貫とし、姓の宿禰を賜へり。而るに田公之門は猶ほ未だ預ることを得ず。謹しみて案内を検するに、真持と正雄等之興り、只し実恵と道雄との両大法師に由る。是の両法師等は贈僧正空海大法師の成長する所也。而も田公は是れ大僧正の父也。今大僧都伝燈大法師位の真雅は幸ひに時来に属し、久しく加護に侍る。彼の両師と比ぶるに、忽ちに高下を知る。豊雄は又た彫虫之小藝を以ちて学館之末員を忝くす。往時を願望するに、悲歎すること良に多し。」

正雄等之例に准ひて、特に改姓改居を蒙らむことを。」と。善男等謹しみて家記を検するに、事は虚に憑らず。』と。『之れに従へ。』(『新訂増補国史大系 日本三代実録』前篇:82)

- ¹⁰ 道猷師編纂『弘法大師弟子譜・高野山東南院智泉大徳伝』に「母は佐伯氏なり。即ち大師の姉なり。後に雑染して『智縁尼』と號す。習業は東寺也。」とある(『弘法大師伝全集』10:89)。今はこれに従う。
- ¹¹ また円珍師に関して、『天台霞標』には「弘法大師之姪也。母佐伯氏。」とあり(『大日本仏教全書』41:376中)、これに拠れば円珍師が大師の姪(兄弟姉妹の子の意)となり、故に円珍師の母が大師の姉妹となる。一方で注記2の『寺門雑記』などに見る如く、円珍師の母を大師の姪とする資料がある。円珍師(814-891)と大師(774-835)との年齢差が40歳であることを鑑みるに、『寺門雑記』所説の如く円珍師の母が大師の姪であると考えるのが穏当である。従って、今は円珍師の母を大師の姉妹とは見做さない。
- ¹² おそらく大師は『聾瞽指帰』を書き上げた後に、『聾瞽指帰』を親友に見せたことだろう。その親友が『聾瞽指帰』を読めば、作品中の「或」が自身のことであることは容易に気付いたはずである。大師は『聾瞽指帰』の中で「或」に対して「書」を送り、『聾瞽指帰』をその親友に読ませることによって、『聾瞽指帰』中で著した「書」を間接的にその親友に手渡しているのである。そして、その「書」に「然るを卿の或は、但し筋の力之尽くす可きと、身體之屈む可きとのみを識り、未だ予が門之高かる可きと、巖が墓之掃ふ可きとを視ず。何ぞ其れ劣からむ哉。」と記し、「或」(親友)の忠孝觀を痛烈に批判しているのである。
- ¹³ また讃岐には大師誕生の伝承が存在する。讃岐誕生説の中に善通寺西院(誕生院)に大師誕生の時に産湯に使ったと伝える井戸があることは周知の通りである。善通寺は大師の生誕地に建立した寺院と謂われる。また諸ろの大師伝に載せる屏風ヶ浦に関して、『全讃史』四下・仏廟志下・多度郡には「夫れ、屏風浦之地為る也、右に象山有り。大藤山左に獅峯有り。天壽山後に五岳有り。二に巨に香敷兼山、三に巨に我禪師山、四に巨に五岳は即ち五智如来也。」とあり(三浦章夫1970:24)、「五岳」を挙げる。善通寺の山号である「五岳山」は、これを指す。また『仲多度郡史』名勝濱浦・白方の浜は「多度津町の西に接続して、西白方と云ふ地あり、弘田川の北流して海に注ぐ所、此の海岸一帯は白方の浜と称して、甚だ海陸の景勝に富み、今世に白方屏風浦とも称す。〇〇 讃陽綱目には、白浜の海濱を云ふと見え、玉藻集には白浜屏風浦とありて、善通寺白方各屏風浦の称あり、されど今の名勝としては、白方浦の方相当ならむと思ふへけれど、此の浦は既に白方の浜として、其の風光を記する所あり、即ち異名同地なり、〇〇」と記し(三浦章夫1970:36)、屏風ヶ浦を白方の浜とする。
- 一方、畿内誕生の伝承は皆目見られない。大師ほどの日本仏教史を代表する著名で厚く信仰されている高僧が、もし畿内で誕生していたのなら、畿内に伝承が残っていてもよさそうなものである。上記の讃岐誕生の伝承の真实性を断定することはできないまでも、畿内においては讃岐国多度郡の上記の如き生誕地に関わる現地の伝承そのものが存在しないことは、畿内誕生説を積極的に支持し難い点となる。

<参考文献>

- 明・徐師曾 1573『文體明辯』(嘉永五年和刻本『文體明辯』2、中文出版社)
- 森三樹三郎・宇都宮清吉 1969『中国古典文学大系 世説新語 顔氏家訓』平凡社。
- 三浦章夫 1970『増補再版 弘法大師伝記集覧』密教文化研究所。
- 守山聖眞 1973『文化史より見たる弘法大師伝』国書刊行会。
- 小林清 1975『長岡京の新研究 全』比叡書房。
- 小尾郊一 1975『文選(文章編)五』(全釈漢文大系30)集英社。
- 小尾郊一 1976『文選(文章編)六』(全釈漢文大系31)集英社。
- 善通寺市企画課編集 1977『善通寺市史』第1巻、善通寺市。
- 池邊彌 1981『和名類聚抄郡郷里駅名考証』吉川弘文館。

- 吉田孝 1983 『律令国家と古代の社会』岩波書店。
- 本田濟 1990 『抱朴子 内篇 東洋文庫 512』平凡社。
- 小島憲之・木下正俊・東野治之 1994 『万葉集① 新編日本古典文学全集 6』小学館。
- 竹内信夫 1997 『空海入門 弘仁のモダニスト』ちくま新書。
- 竹田晃 1998 『文選 文章篇 中』(新釈漢文大系) 明治書院。
- 大柴慎一郎(清圓) 2000 『『三教指帰』真作説』『密教文化』204。
- 武内孝善 2000 『高野山大学公開講座 2000 高野山から弥勒の世界へ—弘法大師の生涯と高野山—』高野山大学通信講座委員会。
- 千田稔 2001 『埋もれた港』小学館。
- 立松和平・竹内孝善 2001 『あなただけの弘法大師空海』小学館。
- 吉川忠夫訓注 2002 『後漢書 4 列伝 2』岩波書店。
- 福永光司 2003 『空海 三教指帰ほか』中公クラシックス。
- 小谷徳彦 2003 「石神遺跡(第15次)の調査—第122次」『奈良文化財研究所紀要』2003。
- 市大樹 2004 「石神遺跡(第16次)の調査—第129次」『奈良文化財研究所紀要』2004。
- 武内孝善 2004 『空海素描』高野山大学。
- 武内孝善 2005 「お大師様の本籍地に関する新資料」『高野山時報』第3027号。
- 武内孝善 2006 『弘法大師空海の研究』吉川弘文館。
- 『空海の本 密教最大の聖者の実像と伝説を探る』(『New sight mook Books esoterica』41、2006)。
- 武内孝善監修 2007 『【古寺巡礼10】弘法大師空海の寺を歩く』JTB パブリッシング。
- 武内孝善 2008 『弘法大師 伝承と史実 絵伝を読み解く』朱鷺書房。
- 村上保寿 2010 「弘法大師ご生誕地についての武内説の問題—キーワードである妻問婚(訪婚)を取り上げる—」『真言宗善通寺派宗報』第101号。
- 武内孝善 2011 「空海の生涯」『大法輪』2011.9。
- 武内孝善・川辺秀美 2011 『空海と密教美術』洋泉社。
- 『日本のお寺入門』(『一個人』2011.10)。
- 西本昌弘 2013 『日本史リブレット 人 011 桓武天皇 造都と征夷を宿命づけられた帝王』山川出版社。
- 坂田知應 2015a 「武内孝善氏の弘法大師畿内誕生説の真偽」『六大新報』第4380号。
- 坂田知應 2015b 「武内孝善氏の弘法大師畿内誕生説の真偽」『高野山時報』第3360号。
- 武内孝善 2015 「『高野山時報』第三三六〇号の寄稿に接して」『高野山時報』第3363号。
- 大柴清圓 2016a 「再論『三教指帰』真作説」『高野山大学密教文化研究所紀要』29。
- 大柴清圓 2016b 「京都毘沙門堂所蔵『(古今)篆隸文體』の研究(1) 翻刻・校訂篇」『密教文化』235。
- 大柴清圓 2018 『梵字悉曇字母并釋義』と『悉曇釋』引用説一付・高野山大学図書館所蔵『梵字悉曇字母并釋義 御作』翻刻本一』『高野山大学密教文化研究所紀要』31。
- 大柴清圓 2020 「空白の七年の真相—弘法大師空海の二十五歳得度・三十歳受戒説—」『大梵音』2。
- 藤井淳 2022 『世界を読み解く一冊の本 空海三教指帰 桓武天皇への必死の諫言』慶應義塾大学出版会。
- 大柴清圓 2022 『聾瞽指帰と三教指帰—空海大師真作の証明—』大遍照院。

キーワード：空海。誕生説。『聾瞽指帰』。『三教指帰』。書。

